

中国での「傍名牌」行為に関わる諸問題への対応について



会員 宮原 貴洋

目次

1. はじめに
2. 問題の概要
 - (1) 「傍名牌」行為とは
 - (2) 企業名称登記と名称権の発生
 - (3) 商標権と企業名称権、企業名称権間の抵触
 - (4) 外国への企業名称登記
 - (5) 悪質事業者の存在
 - (6) 便乗者による商標の登録
3. 対象行為および関連法規・運用
 - (1) 企業名称の登記
 - (2) 企業名称の使用
 - (3) 民事・行政での救済状況
 - (4) 香港での企業名称登記
 - (5) 日本での企業名称登記
4. 傍名牌行為への対応手段と留意点
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 中国内での傍名牌行為への対応
 - (3) 香港登記問題への対応
5. おわりに

1. はじめに

中国では、商標権と企業名称権、企業名称権相互間の抵触に関連する係争が頻発している。多くの場合、問題は、悪質事業者の「傍名牌」行為（市場での取引機会獲得を目的に、他社の知名商号又は商標の商業名聲に便乗し、市場の誤認混同を引き起こす行為）を通じて顕在化する。行為者の多くは、自ら登記した企業名称を商標的に使用することで、権利行使を免れつつ知名商標へのフリーライドをはかっている。近年では、中国本土のみならず、日本や香港など外国で企業名称を登記し当該企業からのライセンスを受け中国事業を行うケースや、インターネットを利用した取引を行うケースなども増加し、問題はより複雑化している。

本稿では、商標権と企業名称権に関わる抵触問題を概観したうえで、代表的な「傍名牌」行為を中心に、実際に発生する諸問題の内容、関連法規規定・運用実態およびその対策について言及する。

2. 問題の概要

以下、まず傍名牌行為の発生要因等を踏まえ、問題の概要を説明する。なお、本稿では便宜上、商業名聲に便乗した者を「便乗者」と、便乗された者を「権利者」と呼ぶこととする。

(1) 「傍名牌」行為とは

中国国家工商行政管理総局の通達⁽¹⁾（以下「傍名牌通達」という）には、「傍名牌」行為は、他社の知名⁽²⁾商号又は商標の商業名聲を借り、それに便乗して、市場の誤認混同を引き起こすことを通じ、市場での取引機会を獲得することを目的とするので、信義誠実の市場取引原則を嚴重に違反した典型的な不正競争行為である”と記載されている。代表的な行為態様は、いわゆる模倣業者が、意図的に他人の知名商標／商号と同一／類似の商号を含む企業名称を登記し、当該企業名称またはその略称を自己の商品ないしその包装上に用い、あたかも当該他人の商品であるかのように見せかけるものである。模倣業者には企業名称権が発生し、正当権利者に対し企業名称使用の抗弁を主張し得ることとなる。結果的に需要者・権利者が不利益を受けるおそれが生じる。

当該行為の主な発生要因としては、(i) 制度上、商標権と企業名称権が別個に発生しその抵触が生じ得ること、(ii) 企業名称（通常態様での表示）の商品／役務への使用は、原則として商標権侵害に該当しないこと⁽³⁾、および(iii) 知名商標へのフリーライド等を目的に、これら制度上の隙間を突く悪質な事業者が多数存在すること、が挙げられる。権利者が商標権を有している場合に当該商標権と便乗者の企業名称権の抵触が、企業名称権のみを有している場合に企業名称権相互間の抵触が問題となる。上記のとおり、多くの場合、権利行使の場面において、便乗者が企業名称使用の抗弁を行うことで問題が表面化する。換言すれば、当該抗弁を目的とする傍名牌行為が、権利者にとって最も障害となる存在といえ、次のような典型例を挙げ

ることができる。

(i) 権利者商標「ABC」が存在する場合（以下の例も同様）に、便乗者が中国法人（例えばABC（上海）有限公司）を設立し、商品等に当該企業名称「ABC（上海）有限公司」を通常の態様またはABCを際立たせて表示する行為。

(ii) 便乗者が、香港で「ABC（香港）有限公司」を設立し、同社から授權する形で中国法人（例えば、ABC（上海）有限公司）を設立し、商品等に「ABC（上海）有限公司」と表示する行為。

(iii) 便乗者が、香港で「ABC（香港）有限公司」を設立し、同社から中国所在の企業（例えば、XYZ 有限公司）に授權し、当該 XYZ 社の製造販売する商品等に「ABC（香港）有限公司授權」と表示する行為。

（事例 1）企業名称使用の抗弁により行政摘発が実施できなくなった事例

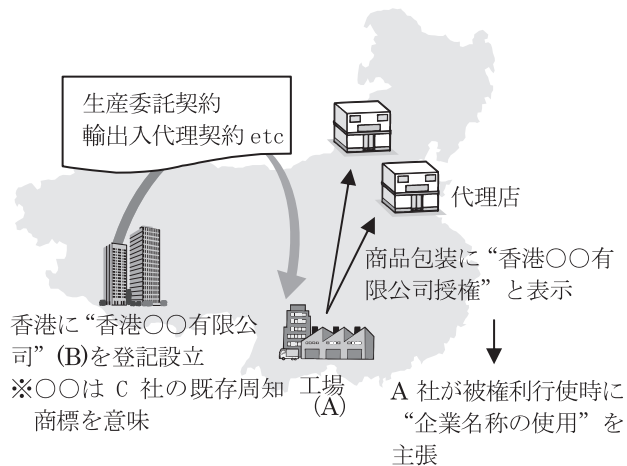


図 1 便乗者のオペレーション例

図 1 のとおり、便乗者（A 社；中国内所在）は、2001 年より、香港のダミー会社（B 社）からの生産委託を受け、各種契約の中で B 社企業名称の使用について取り決めを行い、日本企業 C の商標を含む B 社企業名称を表示した製品の製造販売を開始した。C 社は 2004 年以降、工商局に申し立て、A 社に対する行政摘発を複数回実施した。

2006 年以降、B 社が香港企業名称の存在を理由に強行な反発をしたため、行政処罰決定が下されない状況となった。当地省工商局からは、この種の事件については、香港で勝訴判決が出ていても、香港に登記が残存している限り摘発は困難であるとの見解が示された。

(2) 企業名称登記と名称権の発生

中国では、各級工商行政管理局が企業登記⁽⁴⁾、企業名称登記⁽⁵⁾を管轄し、管轄地域内企業の企業名称使用を監督管理する⁽⁶⁾。企業名称は、行政区画名、屋号（商号）、業種、組織形態の順に構成しなければならないものとされ⁽⁷⁾、このうち商号が主として企業名称の識別にかかわる⁽⁸⁾。登記にあたっては、企業名称の事前審査確認制度⁽⁹⁾が設けられており、同一管轄区においては既に登記されている同一業種の企業名称と同一又は類似する名称は、工商行政管理局（以下「工商局」という）での当該審査段階で排除される⁽¹⁰⁾。

登記を受けた企業名称については、企業成立の日から企業名称権が発生し⁽¹¹⁾、企業は、原則として登記にかかる管轄地域において、同一又は類似名称内・同一業種内での専用権を享有する^{(12) (13) (14)}。

(3) 商標権と企業名称権、企業名称権間の抵触

商標は商品または役務の識別標識として機能し、企業名称（特に商号部分）は経営主体、企業を区別する標識として機能する。両者は、性質、特徴などにおいて互いに類似の性質を有するが、登記登録段階において相互のクロスサーチが行われることなく権利が別個に発生する。このため、当該登記登録機関での法による取消がなされない限り、両者の抵触問題の生じる蓋然性がある⁽¹⁵⁾。

一方企業名称権の範囲は、上記のとおり、登記管轄地域・同一業種・類似する名称内に限定される。ここで、登記手続においては、管轄地域の工商局にて事前審査が行われるため、原則として同地域内での企業名称権間の抵触は生じない。しかし、名称の類似性や業種の同一性については争いの余地があり、関連する企業名称の知名度によって、異なる管轄地域での企業名称の使用に対し、企業名称権侵害ないし不正競争を主張する余地もあるため、実際には企業名称権間の抵触問題がしばしば発生している⁽¹⁶⁾。

(4) 外国への企業名称登記

傍名牌行為は、諸外国での企業名称登記に基づいて実行されることも多い。特に、香港での不正登記は極めて多く、以前には日本企業の周知商標／商号を含む名称（例えば、〇〇電工（香港）科技有限公司など）が、少なくとも数百件登記されていた。香港では、簡易かつ低価格で登記を行えることに加え、権利者が香港に登記された商号の抹消・変更を意図しても、煩雑な手続が必要となり、関連判決（企業名称登記抹消）の強

制的な執行も困難であったことがその理由と考えられる⁽¹⁷⁾。更に、後述する登記関連サービス業者の存在も不正登記を助長する要因となっている。

(5) 悪質事業者の存在

傍名牌に関わる主な悪質事業者は、企業名称登記を斡旋するサービス業者と、他人の商業名声へのただ乗りを目論む便乗者である。前者の例としては、大陸企業に香港での登記を勧める業者が挙げられる。2007年にもいくつかの知財関連イベントにおいて、こうしたサービス業者が参加者に低価格での登記を打診していたことが確認されている。

後者は、模倣品の製造等に関わる業者である。従来から権利者が模倣品への権利行使を継続してきたことも一因となって、模倣業者が知恵をつけ、不正行為の巧妙化が進んでいるのである。便乗者は権利者からの行政摘発の際に企業名称使用の抗弁を行うことを見込んで、企業名称を登記している。

こうした悪質事業者による制度の悪用に加え、当然ながら、一般的な事業者の注意不足などもあいまって、中国において多様な傍名牌行為が具現化されている。

(6) 便乗者による商標の登録

中国、香港等での企業名称登記と相前後して、便乗者が当該企業名称の商号部分（日本企業等権利者の周知商標）と似た商標について、中国に商標出願することも多い。出願にかかる商標には、権利者商標との類似性の微妙なものも多く（「National」に対し「Nalinai」など）、現実にもその多くが登録を許可されている。これら商標が、商品等に使用された場合には、需要者による混同のおそれが一層高まることとなりかねない。一方便乗者は、当該商標の出所表示機能を根拠として、そもそもの企業名称の悪意使用について、“商標的使用に該当しない”と主張しやすくなるものと考えられる。

また、一旦便乗者商標が登録されてしまうと、権利者は当該商標の使用に対し権利行使する前に、登録取消手続を行わねばならないことになってしまう。このため、権利者は、便乗者の商標出願状況を監視し、出願段階で適宜登録阻止手段を講じ、権利化を予防する必要がある。ここで、便乗者の出願段階で、当該出願にかかる商標の商品等への使用が発覚した場合、権利行使の対象として、企業名称よりも商標を優先することが権利者にとって好都合となることもある。権利行使の成功は、便乗者商標が権利者商標の類似範囲に属

することを是認する根拠となり、その後の便乗者出願への異議申立等において、証拠の一部として採用し得ると考えられるためである。

3. 対象行為および関連法規・運用

典型的な「傍名牌」に関連して問題となる行為は、便乗者による企業名称の“登記”と“使用”に大別できる。登記そのものが権利者の利益を損なう事態は考え難いが、以後の使用の予備的な行為として問題視される。傍名牌行為は、結果として市場取引秩序を乱し、需要者に誤認混同を生じさせるおそれがあることから、訴訟では不正競争、商標権侵害、企業名称権侵害の観点から判断が下されている。

(1) 企業名称の登記

同一管轄内での企業名称登記の重複は、先登記主義に基づいて処理される⁽¹⁸⁾。事前審査での瑕疵等に基づき発生した後登記に対し、先登記者は管轄の工商局に抹消請求できる。登記された企業名称相互の類似性等の判断が必要となるケースでは、管轄工商局が当該判断を行うこととなる。通常は、商号部分が同一または類似であれば、類似の判断がなされ、後登記にかかる企業名称を抹消できる。

同一または類似する商標と企業名称とが登録登記された場合には、在先権（他人が先に取得した合法的権利）保護の原則に基づき、商標登録と企業名称登記のいずれか先行する権利が保護される^{(19), (20)}。このため、先行する商標権者が管轄工商局に対し、自らの商標と便乗者商号との類似性、公衆による混同のおそれ等を証明できれば、当該登記の抹消が可能となる。実際に、外国企業が遭遇した事例において、山東省、河南省、広東省⁽²¹⁾などで工商局が権利者の申請に基づき登記を抹消・変更し、または登記者（便乗者）との間で協議したうえ名称を変更した実績がある。

しかし、権利者が企業名称の抹消・変更を申し立てた場合でも、工商局が実行に難色を示し、登記抹消可否の判断を避けるケースもある⁽²²⁾。工商標字（1999）第81号では在先権保護が謳われているものの、中国商標法の規定上、企業名称登記自体は商標の使用行為として挙げられておらず、一方で工商局には混同有無等の判断責任が生じるため、抹消等に消極的な姿勢を示しているものと考えられる。

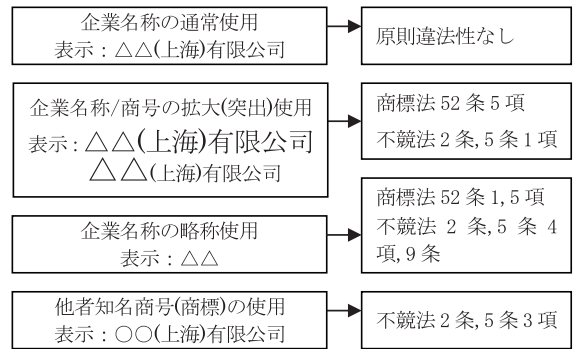
権利者の商標が馳名商標（未登録も含む）である場合には、商標法上も、管轄の工商局に便乗者の企業

名称登記抹消を請求し得ることが明示されている⁽²³⁾。馳名であるがために、便乗者のフリーライドの意思や公衆の誤認混同のおそれが推認され易いため、同規定が設けられたものと考えられる。この点判例⁽²⁴⁾においても、“企業名称を登記すること自体は商標法上の使用にはあたらないが、馳名商標であれば登記行為は商標法違反となる”と判示されたものがある。

(2) 企業名称の使用

便乗者の使用については、信義則⁽²⁵⁾または商標・企業名称権侵害に基づいて違法性が判断される。便乗者による企業名称の使用態様は、(i) 企業名称の通常態様での使用(以下「企業名称の通常使用」という)、(ii) 企業名称/商号の拡大(突出)使用、および(iii) 企業名称の略称の使用(多くは商号部分の使用あるいは商号部分の略称使用)に分けることができる。企業名称権が侵害された場合、権利者は所在地の工商局または管轄の人民法院に侵害行為の停止等の処分を請求できる⁽²⁶⁾。また、上記のとおり、企業名称の通常使用は、原則として商標権侵害、不正競争には該当しないが、企業名称中の商号が一定の知名度を有し公衆に誤認を生じさせ得る場合には、不正競争防止法違反となる可能性がある⁽²⁷⁾。拡大使用・略称使用は、通常「際立った使用」と認定され、商標法第52条第5項または不正競争防止法違反を構成する。

ここで、傍名牌通達第3条には、典型的な傍名牌行為(企業名称の不正使用類型)が列挙されている。即ち、企業名称中の商号部分を目立たせ、拡大して使用した場合には、中国不正競争防止法第5条第1項⁽²⁸⁾または商標法第52条の規定が(傍名牌通達第3条第1項)、企業名称を簡略化することにより、製造者等への誤解を招く虚偽表示等をした場合には不正競争防止法第5条第4項⁽²⁹⁾または第9条の規定が(同第2項)、企業名に一定の知名度を有し関連公衆に周知される他人の企業名称中の商号を使用することで他社商品と誤認させるものについて不正競争防止法第5条第3項⁽³⁰⁾が(同第3項)、それぞれ適用されるものと規定している。



※○○は、少なくとも係争地域で一定の知名度を有する商号
△△は、他人の商標または商号

図2 使用の形態と適用条文(商標法, 不競法)

過去の判例⁽³¹⁾においては、必ずしも傍名牌通達と同一の規定が適用されてはならず、特に不正競争の観点では、第2条を根拠に信義則違反が認定されていることが多い。同規定によれば、便乗者のダイリューション行為⁽³²⁾に対しても不正競争を主張し得ると考えられ、権利者の立場からは、その弾力的な運用を歓迎し得る(中国法では日本不正競争防止法第2条第1項第2号(著名表示冒用行為)に相当する直接的規定はない)。

なお、便乗者が、権利者の取り扱っていない商品(商標権の及ばない商品)を製造販売する場合もある。この場合には、係争対象が馳名商標でない限り、商標権侵害等を成立させ難く、権利保護のためのハードルは高いものとなる。

(3) 民事・行政での救済状況

傍名牌行為は、インターネットでの調査、代理店からの情報提供等による便乗者企業名称の発見や、便乗者企業名称の付された商品の市場での発見等をきっかけに発覚することが多い。対応手段として、権利者は行政手続または民事手続を選択することができる。

行政への抹消請求について、管轄工商局の判断は、上記のとおり統一的とはいえない。筆者の知る限り、抹消等が可能となったケースが多いが、地方保護主義の存在を指摘する声もある。最近の記事⁽³³⁾では、ブリジストン社の代理人が、蘇州市吳中工商部門に傍名牌案件を申立て、調停協議の結果、被申立人が企業名称の使用停止、登記抹消等を約したとされている。便乗者の使用への行政摘発について、企業名称の通常使用に対しては、原則通り権利行使が困難であり(摘発を実施した工商局もある)、際立った使用に対しては浙江省、江蘇省等において概ね摘発可能となっているが、広東省、浙江省で摘発し得なかったケースもある。

人民法院への提訴⁽³⁴⁾では、便乗者企業名称の抹消もしくは変更、商号の使用差止等を求めることとなり、判断は上記の根拠規定に基づいて下される。ここで、企業名称の登記管理は元来工商局の職権範囲であるため、以前は人民法院がその管轄を有するかについて判断が分かれていたが⁽³⁵⁾、近年の判例⁽³⁶⁾では、抹消・変更、使用差止のいずれも可能とするものが増加しているものと考えられ、当該判断を後押しする規定も整備されつつある⁽³⁷⁾。

(4) 香港での企業名称登記

香港に登記された企業名称を用い、中国本土で商品を製造・販売・宣伝する行為は、広東省など多くの地域で発見されている。当該商品上には、登記名称そのまま付されている場合もあるが、香港登記企業と中国の工場間でライセンス契約を結び「香港〇〇有限公司授權」といった表示をする場合も多い。(香港登記のケースでは、中国側で権利者商標を企業名称に盗用しないケースも多い。)

こうした商品への摘発に、工商局は多くの場合及び腰である。このため、権利者には、(i) 香港での登記抹消手続を行ったうえ、中国での行政摘発を行う、(ii) 香港において、商号使用禁止の判決を取得し、当該判決文をもって当局に摘発を求める、(iii) 中国で人民法院に提訴する、等の対応をとる必要が生じることとなる。

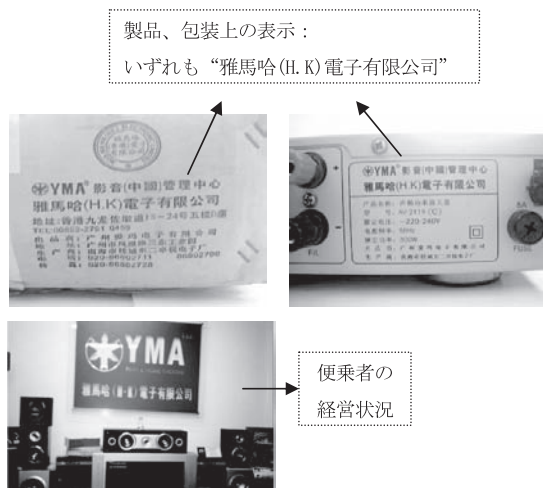


図3 便乗者による使用事例⁽³⁸⁾

—香港企業登記所による登記の変更抹消—

香港の企業登記所は、香港会社条例第22条(2)⁽³⁹⁾の規定により、既存登記にかかる企業名称と同一または酷似⁽⁴⁰⁾する企業名称について、当該登記日から

12ヶ月以内に登記の変更抹消を命令できる。しかし、既存の企業名称とほぼ同一でなければ酷似に該当せず、例えば既存名称に1, 2文字を追加しただけで酷似と認定されないことが多い。また、仮に命令が出ても、便乗者自身がこれに従って変更しない限り、登記が残存することからも、本規定には十分な実効性がないものとされている。

会社条例第291条⁽⁴¹⁾では、いわゆる休眠会社の登記抹消・解散について規定されている。傍名牌行為に関連する香港登記企業は、ペーパーカンパニーであることが多いため、同条に基づいて企業登記所に抹消・解散を申請することも想定できる⁽⁴²⁾。しかし、休眠会社であることの認定基準が不明確かつ厳格(例えば、企業登記所への年次報告書提出をもって休眠にあたらぬと判断される)であり、手続に時間を要するため、本規定は利用し難いものと指摘する声もある。

—香港での裁判所の商号停止命令(判決)取得—

商標権者は、香港においてパッシング・オフ訴訟を提起し、商号の使用停止、登記の抹消変更を求めることもできる。提訴されても便乗者が出廷せず、商標権者が勝訴することも多いが、香港法上、社名変更には被告株主の特別決議が必要とされており、企業登記所には強制的にこれを変更する執行権限がないことから、便乗者自身が判決に従って登記を変更しない限り、結局、登記が残存するという問題がある。この点について、2007年1月の香港高等法院の判決において、株主・経営者を共同被告とした場合に、原告代理人に特別決議書への署名権限を付与する判決が下され、当該代理人の署名に基づき企業登記所が社名変更証明書を発行できることとされた⁽⁴³⁾。しかし、本判決の射程範囲は不明確な点もあり、また、社名の変更が行われた後には、被告側が再度変更手続を行い、名称を元に戻すことも可能であるため、問題の根本的解決が図られたとまでは言い難い。

この点、日本の経済産業省は、社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)からの申立⁽⁴⁴⁾に基づいて、以前から本問題の解決に向け継続的な取り組みを行っている。2005年11月、2006年2月、2007年3月および7月の4度にわたり香港当局(会社登記所所長、工商及科技局担当者等)との間で二国間協議を実施するなど多岐にわたる手段を用いて、敗訴者の行為がなくても、企業登記所の権限で登記を変更・抹消できるようにすること、当時2012年を目途に予定されていた

香港会社条例改正について計画を前倒しすること等について具体的な要請を行った。これに対し、香港政府当局は、2008年4月2日付で会社条例改正案を公表した。同改正案では、(i) 香港での企業名称変更判決に基づき、対象となる企業名称を登記番号に変更できること、(ii) 一旦変更された企業名称を元に戻すことはできないこと、が規定されており、日本側の主張がそのまま取り入れられた形となっている。

裁判所への請求では、香港商標条例(2003年4月4日施行)第63条(1)も根拠規定となる。同項は、パリ条約上の周知商標の所有権者は、他人が同一または類似の商標(主要部分が所有権者の商標と同一または類似するものを含む)を香港で使用して、公衆を混同させるおそれがある場合、その使用を強制令により制限できる旨規定している。上記のとおり、訴訟では多くの場合、被告が出廷しないこともあり、周知商標の権利者であれば、本規定に基づき使用禁止命令を取得できる可能性が高い。

香港で判決を取得しても、登記を抹消することは困難であるのが現状であるが、登記が抹消されていなくても、中国の工商局は多くの場合、当該判決文の複写を確認することで摘発を実行している。例えば、ある企業のケースでは、香港での判決取得後、上海市、浙江省、江蘇省、広東省、安き省、江西省、福建省、山東省、山西省、黒龍江省において、摘発に成功している。ただし、筆者の知る限り、広東省では、摘発を実施できない事例の方が多い。

— 中国人民法院への提訴 —

香港での企業名称登記抹消には、所定の期間を要し、上記のとおり抹消自体が困難な場合もあるため、中国人民法院への提訴を優先し、中国内での企業名称使用停止をはかる権利者も存在する(香港訴訟等と並行する場合もある)。関連の判例⁽⁴⁵⁾として、原告商標について、一定の知名度が認められ、不正競争防止法第2条を根拠に、被告商品への企業名称(香港での登記名称)の表示停止が言い渡されたものが存在する。権利者商標にかかる一定の知名度を根拠に直接中国訴訟を提起することは、香港において商標の周知性を認められ難い場合、中国本土において迅速にビジネス上の障害を排除することが主目的となる場合などに有効と考えられる。

(5) 日本での企業名称登記

香港と同様、日本に登記された企業名称を用いて中

国事業を行うケースも散見される⁽⁴⁶⁾。対応手段は香港登記の場合と同様であるので、以下日本における登記抹消等について簡単に触れる。

日本での商号登記は、登記申請にかかる企業名称と既登記にかかる企業名称とが同一であり、両者の営業所(本店)の所在場所が同一である場合に規制を受ける(商業登記法第27条)。旧商法・商業登記法下においては、類似商号までが規制対象となっていたが、会社設立手続の迅速性、商号登記所で類比判断を行うことの困難性等の観点から、法改正時に規制対象が縮小された。このため、便乗者は同一であることを避けることで企業名称登記ないしダミー会社の設立ができる状況にある。

便乗者の不正な企業名称登記に関し、その使用差止め、登記抹消を請求する際には、商法、会社法、不正競争防止法等の根拠規定を用いることができる。

商法第12条、会社法第8条(不正商号の抹消請求)はいずれも、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないと定め、営業上の利益を侵害され又は侵害されるおそれがある会社は、その侵害の停止又は予防を請求することができる規定している。即ち「不正目的」と「誤認のおそれ」を立証できれば、当該規定に基づいて、裁判所から使用禁止の判決等を取得し得るが、便乗者が休眠会社の場合には、当該立証は困難である。不正競争防止法に基づく場合には、「権利者の商品等表示の周知性」と「商品・営業の混同」(第2条第1項第1号)、もしくは「権利者の商品等表示の著名性」と「便乗者商号の類似性」(第2条第1項第2号)を証明する必要がある。

また、相手方がダミー会社であれば、会社法第472条(休眠会社のみなし解散)の規定を用いることもできる。ただし本条の適用には、登記から12年以上の経過が要件となっているため、適用可能なケースは限定される。

権利者は、上記根拠規定に基づき判決を取得し、または相手方と和解したうえで、判決文・和解調停書をもって、商号登記所に抹消・変更の申請を行うことで、中国での権利行使について障害を除去できることとなる。

4. 傍名牌行為への対応手段と留意点

以下、企業の対応事例等をもとに、傍名牌行為への

対応手段および対応時の留意点について述べる。

(1) 基本的な考え方

典型的な傍名牌行為に関し、ビジネス上の観点から見れば、中国（違法行為地）において、不正な表示（看板・パッケージなど）を削除することで1次的な問題は解決する。このため、便乗者による中国、香港等での登記自体はさほど問題視せず、積極的に抹消・取消手続きを行わない権利者は多い。こうした権利者は、中国での不正使用行為発覚に応じ、個別案件毎に対応することを予定し、便乗者からの抗弁により権利行使が頓挫した場合等に当該手続を行うこととしている。

一方、権利者の中には、問題の根本的な解決には、企業名称登記の抹消等が不可欠と考え、中国での権利行使にあわせ、全ての問題登記に対し抹消等手続を行う企業も存在する。実際にある企業では、消費者の誤認、ブランドイメージの低下、売上減少等のリスク要因を考慮したうえ、本部から中国法務部門に全面的な対応を指示している。いずれの立場を採用するかは、権利者が、問題となる行為の発覚数量、被害の深刻度等を念頭に、権利者取扱商品の性質やコスト・作業負担等を考慮し、決定することになるものと考えられる。

(2) 中国内での傍名牌行為への対応

傍名牌行為は在先権保護の原則等に基づいて処理されるため、権利者は、当然中国内で早期に商標登録を受ける必要がある。このとき、中国では商標出願にかかる審査審理期間が長いことを念頭に置く必要もある。また、馳名商標の取得は、訴訟の優位性確保⁽⁴⁷⁾、便乗者による企業名称登記の予防・対応に有効である。傍名牌行為への対応では、こうした基本的な権利確保を検討・実施しておくことが最低限必要となる。

一企業名称登記への対応一

上記のとおり、企業名称登記の抹消変更は、当地工商局の管轄である。権利者からの抹消等申請が受理されるか否かの判断においては、工商局の裁量が強く働く。例えば、ある企業が、自社登録商標と同一の文字を含む他社企業名称登記を発見し、山東省の当局を訪問して抹消の可能性等を照会した際、先方は即刻抹消手続を進めるとともに、権利者に“貴社の登録商標の存在を知っていればそもそも登記を許可しなかった”という好意的なコメントを残している。これに対し、浙江省で同様の案件が発生した際には、工商局は当初一切登記抹消に応じず、権利者が上海の日本総領事館に依頼し、案件受理の要請を書面で行った後になって

やっと対応をとり始めた。登記企業は地元企業であるため、工商局との間にある種の癒着が存在する場合もあり、権利者側の意向が通じ難いことも少なくない。従って、企業名称登記の抹消等請求においては、権利者による工商局への地道なネゴシエーションが求められる事態もしばしば発生する。案件進行に支障が生じた場合には、権利者と当局との直接的なコミュニケーションが功を奏することもある。また、一旦登記抹消等をして、便乗者は再度管轄の異なる工商局に同様の企業名称を登記できる⁽⁴⁸⁾。このように、問題が反復継続することを抑止し、または再度迅速に処理するには、地元工商局との関係構築が有効と考えられるため、この点からも当局との交流は推奨し得る。

(事例2) 工商局での名称変更を行った事例

2004年11月、化学品メーカー（D社）は、武漢市の見本市において、出展者の中に、D社商号を含む企業名称（E社）を発見した。D社は代理人を通じ、山東省内の市工商局（E社の企業名称登記地）に当該登記の是正を求めたが、当局は当初、案件への対応に消極的な姿勢を見せていた。その後、代理人が継続的にE社の傍名牌行為等を説明し当局の理解を得ることができた。当局はE社に社名の変更を指導し、E社はこれに同意した。

D社は、2006年の廈門市での見本市において、再度E社が変更前の名称を看板に用いて出展していることを発見した。E社への調査を行ったところ、変更前名称を印刷した商品の製造販売事実が発覚したため、D社は当局に摘発を申し立てた。当局は、E社製品を押収し、行政処罰を科した。2007年の見本市（寧波市）では、E社による展示は発見されていない。

一方、登記抹消等には、知的財産権とは別の側面からのアプローチが有効な場合もある。案件の調査を行う中で、便乗者の登記手段、事業内容等に違法行為が存在することを突き止められれば、その点を突くことも効果的である。

(事例3) 便乗者登記の違法性を指摘した事例

日用品メーカーF社は、2007年に、河南省内の企業（G社）が、F社類似の企業名称を用いて、営業活動を行っていることを発見した。

	権利者 (F社)	便乗者 (G社)
商標	○△×	○□×
登記名称	○△× (上海) 有限公司	河南○△×有限公司
使用名称	登記名称をそのまま商品等に表記	商品・広告上に「○△×有限公司」と表記

F社は代理店からの通報を受け、商標権侵害(○△×と○□×が類似)に基づき河南省内で行政摘発を行うとともに、G社の調査を行った。その結果、G社の企業名称登記は、当時の知り合いを通じ、違法に行われたものであることが判明した。このため、F社はG社に警告書を送付し、登記手続の違法性を認識している旨告知するとともに、企業名称を変更しなければ多額の賠償請求を行う準備があることを伝えた。G社はこれを受け、自ら登記を変更した。

企業名称登記を抹消等した後に、便乗者が看板等へ抹消前登記にかかる名称を表示し続ける場合もある。これに対しては、表示媒体の破棄等を管轄当局に請求することが可能である。2007年には、鉄鋼メーカーが江蘇省内の市工商局に要請し、同工商局職員立会いのもと、看板撤去を実施した事例がある(看板は工商局が管轄)。当該案件の便乗者は、日本のペーパーカンパニーからライセンスを受ける形で、2005年頃より中国内で傍名牌行為を行っていたが、当該便乗者の製品(模倣品)が原因となって第三者工場での事故が発生したため、同社は品質問題に対する省質量技術監督局の行政処分、それに伴う損害賠償請求を多数受け、2006年に破産した。その後、年次報告未提出に対する市工商局の営業停止処分がなされ、経営者・幹部らが皆行方不明になり、本社工場の看板等が以前通りの表示を残したまま放置される状態となったため、工商局の協力のもと、看板撤去を行ったのである。

一使用への対応一

登記した企業名称について、商号を際立って使用する場合や略称を使用する場合には、原則として、商標法、不正競争防止法等の関係規定を用い対応することができる。問題となるのは、これら使用態様のうち、違法性の判断が微妙なケースや、企業名称を通常使用するケースである。実際に、工商局は、企業名称のみが通常使用された商品等に対し行政処分を科すことに、消極的な姿勢をとることが多い。このように、商標権、企業名称権等を根拠として権利行使し難い場合には、その他の法規違反を理由に摘発が可能となるこ

ともある。

(事例4) 製品品質法に基づく摘発事例

家電メーカーH社は、2006年に、陝西省内の市場で模倣品を発見した。当該模倣品には、H社商号を含む香港登記名称(I社)が記載されていた。H社が、同省内の市質量技術監督局に、模倣品の摘発を要請したところ、同局はすぐに現場に向かい被疑品を没収し、後日罰金を科した(根拠は製品品質法第50条第1項)。

2007年8月、H社は、江蘇省内の市場において同様の模倣品を発見した。H社が省質量技術監督局を訪問し、同案件の処理を申し立てたところ、省質量技術監督局は当初、香港での企業名称登記の存在を理由に、摘発実施への難色を示した。しかし、会議中に、I社製品のCCC認証⁽⁴⁹⁾取得状況を確認した結果、同社の認証が既に期限を超過していたことが判明したため、この点と不正表示を根拠に行政摘発が実行された。

他の権利者のケースでも、同様に質量技術監督局が表示上の問題を根拠に行政処分を下したものがある(根拠は製品品質法第33、53条)。企業名称の使用に対しては、他の規制関連法規を用いるなど、別の側面からの対応についても工夫の余地がある。ただし、便乗者商品等への名称表記について、例えば香港企業(授権元)の表示が虚偽であっても中国の発売元名が正規であれば、一般に摘発は困難と考えられる。

また、傍名牌通知の活用も一定の効果を期待できる。同規定では、特別法執行行動の実施期間を2007年8月～12月までと定めているが、規定の傍名牌行為への考え方は当該期間経過後も同様と考えられるため、当局の説得にあたり本規定を根拠とすることで、説得力が増すものと考えられる。当該実施期間内のケースではあるが、当地工商局に傍名牌通知を提示することにより、摘発実施が可能となった事例も存在する。

(3) 香港登記問題への対応

中国傍名牌行為の国際化においては、上記のとおり香港での登記が主要な役割を果たしている。特に日本の周知商標については、関連する不正登記が数十～数百に上るものもある。ある企業(J社)では、こうした多数の登記抹消手続等と中国本土での侵害問題に並行して対応しており、一定の成果を創出している。そこで、香港問題対応の先進例として、J社の対応スキームと各ステップでの留意点について図4に従い以下に紹介する。

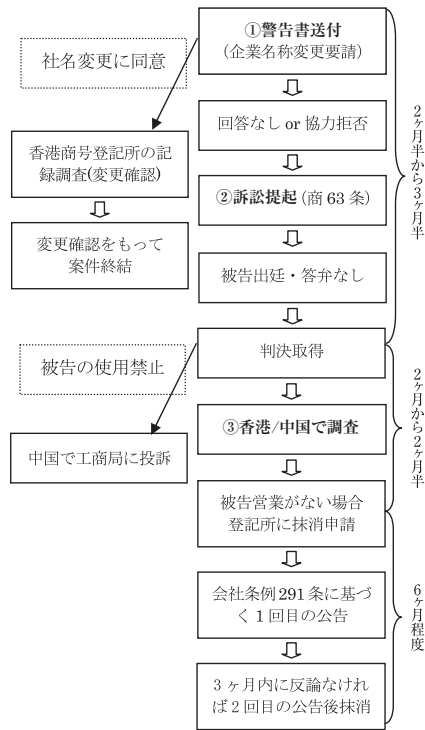


図4 香港問題への対応オペレーション例

一警告書の送付一

対応の当初ステップでは、香港の企業に警告書を送付する。訴訟等係争対応コストの削減が主目的である。J社実績では、警告書送付38件に対し、11社が自主的に企業名称を変更した。警告により違法行為を止める企業もあるため、登記の数が多い場合には、警告書活用の有効性は高い。なお、警告書の発信は香港内の法律事務所を通じて行うべきとの指摘もある。警告書の効果が認められない場合には、香港での民事訴訟提起へ移行することとなる。

一香港訴訟の提起一

香港での訴訟提起を商号登記所への手続に優先する主な理由は、(i)香港の企業名称が存続している限り、中国本土での企業名称の使用への摘発は困難と判断されること、(ii)香港では早期の判決取得が可能であること、(iii)香港での判決は中国当局の判断に一定の影響を与えると考えられること、の3点である。訴訟において、相手方が説得力のある主張立証を行った場合、当然敗訴する可能性もあるが、実際には、相手方の出廷はほとんどないため(J社実績として1回のみ)、訴訟は迅速かつ権利者優位に進行することが多い。J社は従来全ての案件で勝訴している。

一登記の抹消一

企業名称の変更については、訴訟での判決取得も可能であるが、その実行には各種の問題が付随する。ま

た、問題の根本的解決には登記の抹消が重要であることから、J社では判決取得後に商号登記所への抹消手続を行っている。抹消申請の主な根拠は、香港会社条例第291条となるため、まず香港・中国において、対象企業の営業実態がないことを調査確認し、登記地(香港)の写真や、登記地に書面を送付しても回答がないこと等の証拠を収集したうえで、登記所への手続を行う。申請後の手続は、会社条例第291条に従って進行する。

以上のステップを実行した結果、J社は、対象38社中12社について既に企業名称抹消まで全ての処理を終え、18社について名称変更済みである。

5. おわりに

本稿では、中国傍名牌行為の典型例について概要をまとめ、対応に資する情報を提示することを目的に、各種規定や事例を紹介した。傍名牌行為は、模倣行為巧妙化の一部として既に定着しており、早期に問題が解消される見込みは低い。少なくとも具体的な被害が生じるケースについて、日本企業は今後も継続的に対応せざるを得ないと考えられる。本稿が、そうした企業活動等の一助となれば幸いである。

注

- (1)「傍名牌」の不正競争行為を打撃する特別法執行行動の展開に関する通知(2007年8月21日、国家工商行政管理総局)第2条(二)。本通達は、特別法執行行動の実施に関する通達であり、実施時期は2007年8月～12月までとされている。
- (2)日本の「周知」には、中国では概ね「著名」、「知名」が相当し、「著名」には「馳名」が相当する。「著名」は省レベルの工商局などが公布する著名商標関連規定において定義され、当該省などで需要者に広く知られたものを指す。「知名」は、「知名商品特有の名称、包装、表面装飾を模倣する不正競争行為に関する若干の規定」(1995年7月6日公布、国家工商行政管理局令第33号；以下「国家工商局令第33号」という)、最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈(2007年1月12日最高人民法院公布、法釈[2007]2号；以下「法釈[2007]2号」という)にその定義が記載され、製品の販売地域等で需要者に広く認識されているものを指す。「馳名」の定義は、「馳名商標の認定と保護に関する規定」(国家工商行政管理総局第5号令)第2条に記載されている。

- (3) 中国では「商標的使用」という考え方が一般的ではなく、商号（その一部に商標を含む）の使用はあくまで商号の表示であって、商標の使用であるとは見なされないことが多い。商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈（最高人民法院，2002年10月16日施行，法積（2002）32号）第1条では、他人の登録商標を企業の商号として同一または類似の商品に際立って使用し、公衆に誤認を生じさせる行為が、中国商標法第52条第5号に該当するものとされ、「際立って」使用しない限り原則として商標権侵害を構成しない。また、商標民事紛争事件の審理に関する問題の回答（北京市高级人民法院，2006年3月9日）第27条では、所定の条件下、他人の登録商標と同一または類似する自己の企業名称及びその商号を規範的に使用することは、商標の正当使用行為に該当するものと規定されている。
- (4) 会社については、会社登記管理条例（国務院，1994年7月1日施行，2006年1月1日改正施行）第4条が、非会社法人（会社化されていない国有企業や集団所有制企業など）では、企業法人登記管理条例（国務院，1988年7月1日施行）第4条が根拠規定となる。なお、中華人民共和国会社条例（全国人民代表大会常務委員会，1994年7月1日施行，2004年8月28日改正施行）第2条では、“本法において会社とは、本法により中国国内に設立される有限責任会社及び株式会社を指す”と規定されている。
- (5) 企業名称登記管理規定（国務院，1991年9月1日施行）第4条、企業名称登記管理実施弁法（国家工商行政管理総局，1999年12月8日公布，2004年7月1日改正施行）第4条
- (6) 企業名称登記管理実施弁法第40条
- (7) 企業名称登記管理規定第7条、企業名称登記管理実施弁法第9条
- (8) 商標と企業名称における若干の問題を解決することに関する意見（国家工商行政管理総局，1999年4月5日，工商標字（1999）第81号）第3条には、屋号（商号）は異なる企業を区別するため主要な標章である旨記載されている。（2006）粵高法民三終字第26号においても“法律が企業名称に対して保護するのは主に屋号（商号）部分である”と判示されている。
- (9) 会社登記管理条例第17条、企業名称登記管理実施弁法第23条等
- (10) 企業名称登記管理規定第6条第2段“企業は登記主管機関の管轄区内において、既に登記されている同一業種の企業名称と同一または類似の名称を使用してはならない”。同第9条第2項“公衆に欺瞞又は誤解をもたらすおそれのある文字は企業名称に含めてはならない”。
- (11) 企業名称登記管理実施弁法第7条
- (12) 企業名称登記管理規定第3条、第4条、第6条。また、中華人民共和国民法通則第120条第2項では、法人の名称権が侵害された場合、当該法人は侵害の停止、損害賠償等を請求できる旨規定されている。判例において、例えば、（2006）粵高法民三終字第26号では、“企業名称中の屋号の識別機能はその地域性に依存しており、企業名称の登記管轄機関の行政区域内かつ同業界の企業内でのみ専用権を有する”と判示されている。また、企業名称を自ら使用する場合、登記された名称と使用する名称が同一でなければ、専用権が制限され得る。先登記の企業名称を有する企業が、商号部分のみを商品に使用した際に、当該使用が後登録にかかる他社商標権（当該商号部分と同一文字の商標）の侵害にあたりと認定された判例もある。
- (13) 深圳市万禧通電子有限公司と深圳市万禧通科技發展有限公司の企業名称登記が深圳市で重複した訴訟（（2006）粵高民法字第125号）において、法院は、両者の管轄・商号が同一で経営範囲も類似すると認定する一方で、両者の業種が異なることをもって侵害を否定した。当該判断は、業種の同一性認定においては、登記上の経営範囲の類似性より、企業名称使用時の実際の業態・混同有無、被告行為の悪意有無が優先されるとの認識に立脚して下されている。
- (14) （2006）滬一中民五（知）初字第214号において、原告天水二一三機床電器廠は、被告樂清市二一三電器有限公司による企業名称の看板への使用が、原告登録商標・商号「二一三」との関係で不正競争を構成するとして企業名称の変更等を請求した。法院は、原告・被告の所在地が異なること、訴外瀋陽二一三機床電器廠が原告設立前から「二一三」商号を使用していたことなどを参酌し、原告・被告間の出所混同は生じておらず不正競争にあたらないと認定した。
- (15) 周知のとおり、中国での商標登録は、国家工商行政管理総局商標局（企業名称登記部門とは異なる）が管轄し、同部門での審査を経たうえで設定登録がなされ商標権が発生する。
- (16) （2005）蘇中民三初字第0118号（民事調停事件）では、

- 原告の中国語商号が中国で高い知名度を有することを踏まえ、被告（登記地は原告と異なる）の企業名称を変更する合意がなされた。
- (17) 香港商号問題の要因は、「知的財産権の海外における侵害状況調査制度に基づく調査結果について」（平成17年10月4日、経済産業省）に詳しい。
- (18) 企業名称登記管理規定第25条第1項には、“登記登録済みの企業名称が同一又は類似し2以上の企業に紛争が発生した場合には、登記主管機関は先登録主義により処理する”と規定されている。
- (19) 工商標字（1999）第81号第6条には、“商標と企業名称の混同を処理する場合、公平な競争を維持し先の合法的権利の利益を保護するという原則を適用すべきである”と規定されており、工商局での処理の指針となる。市場競争秩序の公平維持と正当権利者の利益保護を念頭に、抵触部分の調整をはかる趣旨と考えられる。また、同第4条、第5条および第7条第3号では、(i) 商標と企業名称（商号）の文字が同一または類似し関連公衆が誤認混同を生じるおそれがあり、(ii) 商標登録が便乗者の商号登記よりも先に行われており、(iii) 企業名称登記から5年以内（悪意の場合は当該制限なし）である場合、当該企業名称登記を阻止すべきと規定されている。判例では、原告（商標権者）が、後登記にかかる企業名称の使用が、公衆に誤認を与えたことを証明できていないとして、原告請求（商号の使用停止等）を棄却したものがあつた（(2006) 粵高民法字第125号等）。
- (20) 商標審理基準（2005年12月公布、商標局・商標評審委員会）には、在先権（企業名称権）が存在する場合、商標法第31条との関係で処理がなされるものと記載されている。即ち、他人が既に登録・使用し、かつ一定の知名度をもつ商号と同一または実質的に同一の文字を商標として出願し、関連公衆の混同をもたらす、既存の企業名称権者の利益を損なう可能性がある場合、出願にかかる商標の登録を許可せず、または係争商標を取り消すとされている。実際の異議申立案件でも「一定の知名度」、「消費者への誤認混同」等を指標に判断がくだされている（パテントメディア第75号（2006年1月号）、オンダ国際特許事務所発行）。
- (21) 例えば、知的財産権侵害判例・事例集第29ページ（2000年3月発行、日本貿易振興機構）
- (22) 浙江省において市工商局の企業監督処に企業名称の取消を請求したケースでは、当初、同局担当者が不在・業務繁多等を理由に処理を進行させなかった。同局はその後の権利者からの働きかけに応じ、登記者に社名変更の働きかけを行ったが、登記者が手続を行うことはなかった。最終的に、権利者と同局との間で、社名変更しない場合には登記者の年度検査を通さないことで合意し、その後当該合意が実行された。なお、年度検査とは、年度ごとに会社が提出する年度検査資料に基づき、登記機関（工商局）が会社の登記事項について定期検査を行う制度をいい、根拠法は企業年度検査弁法（国家工商行政管理総局令第23号）である。
- (23) 商標法实施条例第53条：他人が商標権者の馳名商標を企業名称として登記し、公衆を欺瞞しまたは誤認を生じさせるおそれがある場合、登記主管機関にその取消を求めることができる。馳名商標の認定と保護に関する規定（国家工商行政管理総局第5号令、2003年6月1日施行；以下「第5号令」という）第13条：馳名商標を他人が企業名称として登記し、公衆を欺瞞し、または混同のおそれがある場合、登記主管機関にその取消を求めることができる。管轄工商局で手続については、馳名性の判断基準が不明確との指摘もある。
- (24) (2004) 鄂民三終字第4号において、浙江省高級人民法院は、“馳名商標は、他人が単に当該商標を屋号として登記するだけで違反行為となり、商標法第52条第5項の規定に違反し、法に従い制止しなければならない”と判示している。
- (25) 信義則については、中国民法通則第4条および不正競争防止法第2条第1項“事業者は市場取引の中で自由意志、平等、公正、誠実信用の原則を遵守し、公認の商業道徳を遵守しなければならない”が根拠となる。なお、企業名称登記管理実施弁法第39条には“企業が名称を使用するときは、信義誠実の原則を遵守しなければならない”と規定されている。
- (26) 企業名称登記管理規定第27条。また、企業名称登記管理実施弁法第41条には、“既登記にかかる企業名称が、その使用の過程で公衆に欺瞞または混同を生じさせたとき、または他人の適法な權益を侵害したときは、不適切な企業名称と認定して是正しなければならない”と、同第43条には“企業が工商行政管理機関に名称紛争の処理を請求するときは、他人の名称を許可した工商行政管理機関に対して次の資料を提出しなければならない…”と規定されている。
- (27) (2004) 鄂民三終字第4号では、“「大明」は台州地区内の著名商標であり、上海大明は台州地区内において

その知名度を知っているべきであり、「大明」を登記して企業の屋号とし同一製品上で（企業名称を）使用することは、権利侵害を構成し、法により制止しなければならない。但し、当該商標が有名ではないその他の地域については、一般的な登録商標の保護基準に従い、上海大明がその屋号を際立って不当に使用し、関連公衆を誤認させた場合にのみ、当該商標の侵害を構成するだけである”と判示されている。不正競争が認定される地域的範囲は、権利者の企業名称（商号）ないし商標が一定の知名度を有し公衆の誤認の生じ得る範囲までと理解される。

- (28) 中国不正競争防止法第5条第2項：知名商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、または知名商品に類似する名称、包装、装飾を使用し、他人の知名商品との混同をもたらし、顧客にその知名商品と誤認させること。なお、知名商品の認定等については、法釈[2007]2号および国家工商局令第33号に詳しい。
- (29) 中国不正競争防止法第5条第4項：商品に認定標章、有名優良標章などの品質標章を偽造または冒用し、原産地を偽り、商品の品質を誤認させる虚偽の表示をすること。
- (30) 中国不正競争防止法第5条第3項：他人の企業名称または姓名を無断で使用し、他人の商品と誤認させること。なお、法釈[2007]2号第6条第1項には、“企業登記主管機関が法に基づき企業名称を登記した場合、及び中国国内で外国（地区）企業の名称を商業的に使用する場合、不正競争防止法第5条第3項に規定する企業名称と認定しなければならない。一定の市場知名度を有し、関連公衆に周知の企業名称の屋号の場合、不正競争防止法第5条第3項に規定する企業名称と認定することができる”と規定されている。
- (31) 例えば、企業名称自体の突出使用に商標法第52条第5項が適用された事例として（2007）滬一中民五（知）初字第60号が、略称の使用に商標法第52条第1項が適用された事例として（2006）朝民初字第24340号、同第5項が適用された事例として（2004）鄂民三終字第4号および（2007）一中民終字第7743号が、一定の知名度を有する他人の商標を使用し誤認させ、不正競争防止法第2条が適用された事例として（2004）穗中法民三知初字第719号等がある。
- (32) いずれも第一審判決（上訴審あり）ではあるが、ダイリビューションに言及された判例として、（2002）武知初字第55号、（2003）武知初字第34号が存在する。
- (33) 蘇州日報電子版A3版 2008年2月16日
- (34) 注釈（26）に加え、企業名称登記管理実施弁法第42条には“企業は名称に起因して他人と係争が生じたときは、工商行政管理機関に処理を申請でき、人民法院に提訴することもできる”と規定されている。
- (35) この点、中国の知的財産権重要判例の解説No.8、2004年11月、日本輸出工業組合発行に詳しい。筆者（弁護士杜若玲氏）によれば、当時までの人民法院の判断は、（i）人民法院での判断を避けたもの、（ii）権利侵害を認定し、商号の差止命令ができると判示したものの、（iii）権利侵害を認定し、商号の差止および変更命令ができると判示したものの3つに分かれ、2004年11月以後は（iii）が適用される事例が増えるであろうことが指摘されている
- (36) 例えば、（2006）滬高民三（知）終字第32号、（2007）一中民終字第7743号
- (37) 権利抵触にかかる知的財産権紛争案件の審理の若干問題についての指導意見（試行）第11条では、“人民法院が商号の使用が商標権を侵害するもしくは不正競争行為に該当すると認定した場合、行為者は法律により民事責任を負い、人民法院は当該商号を変更・停止するよう命じることができる”と規定されている。関係者からは、以前は各地方人民法院に対し、実際の審理を上記指導意見に基づいて行うよう指導があったとのコメントがなされている。現在は、当該指導はなくなり、最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利との衝突にかかる民事紛争案件の審理に関する若干問題の規定（最高人民法院、2008年3月1日施行、法釈（2008）3号）が適用されることとなっている。同規定第4条では、“登録商標専用権を侵害し、または不正競争を構成するとして訴えられた企業名称について、人民法院は原告の訴訟請求と案件の具体的な状況を根拠とすることができ、被告に対して使用停止、使用の規範化などの民事責任を引き受けることを確定する”と規定されている。
- (38) 写真は（2004）穗中法民三知初字第719号において対象となった被告製品の包装および被告経営状況。本件では、被告廣州愛瑪電子有限公司が、商品包装等に「雅馬哈（香港）電子有限公司授權」と表示し製造販売を行っていたため、原告ヤマハ株式会社（中国登録商標「雅馬哈」（第9類）所有）が侵害行為の停止等を求めた。法院は次のとおり判示した。“「雅馬哈」の文字商標は、…中国大陸部である程度の影響を持ち、そのブランド

は消費者に対して一定の知名度を有している。(中略) 被告愛瑪公司がその生産したスピーカー、内・外包装…等のマーク上に「雅馬哈(香港)電子有限公司授權」, 「雅馬哈(香港)電子有限公司」等の文字を表示した行為は、大衆の誤解を招き、消費者に「雅馬哈(香港)電子有限公司」は原告の関連企業だと誤解させやすい。あるいは被告愛瑪公司の製品の出所が原告と関係している等の誤解を生じさせやすく、経営者が市場取引で遵守すべき誠実・信用の原則に違反し、原告の合法の権益に損害を与え、社会の秩序を乱し、不正競争行為をなした…。”

(39)第22条(2)には、次のとおり規定されている。“企業がある社名で登記され、当該社名が以下に該当する場合、所長は登記の日より12ヶ月以内に、書面にて当該企業に対し指定した期限内で社名を変更するように指示することができる。

(a) 登記時、所長の社名索引に記載されている他の社名と同一であるかまたは所長が極めて類似すると判断した場合”

(40)会社条例第22条には、同一・酷似の判断には、第20条(3)の規定を適用する旨規定されており、第20条(3)では、“company”, “公司”などの語は判断時に考慮しないものとされている。

(41)第291条(1)～(4)では、企業登記所が、登記された企業が事業を行っていないと考える場合、書面を送付し所定の期間内に回答がなければ、登記を抹消できると規定されている。また、同条(5)(6)では、書面を送っても回答がないと思われる場合には、書面の送付に代えて、官報に、対象企業が3ヶ月以内に異議理由を提出しない限り抹消する旨公告し、当該3ヶ月経

過後、抹消した旨の公告ができるものとされている。

(42)休眠会社の登記住所地去き写真撮影など行い、会社名の看板がないこと等の証拠を集め企業登記所に提出することで登記を抹消できた事例がある。なお、企業登記所の291条ガイドラインでは、休眠会社であることの証拠として採用可能な証拠8種(企業活動・実態がないことの検査報告、香港・中国において電話・FAX番号の登録がないことの確認書等)が挙げられている。

(43)Lovells 知的財産ニュースレター第54号(2007年5月9日発行)

(44)経済産業省は、「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」を設け、日本企業が問題視する海外での問題について、支援を行っている。JEITAからの申立は、2005年4月4日に行われた。

(45)(2004)穂中法民三知初字第719号

(46)例えば(2006)民三終字第1号

(47)(2002)鄂民三終字第18号、(2006)滬高民三(知)終字第32号など、訴訟において馳名性が認められたケースでは、当然ながら、権利者優位の判断が下されている。

(48)企業名称登記管理規定第21条では、廃止・営業許可取消から3年に満たない企業、登記抹消から1年に満たない企業の名称と同一類似の名称に対しては、登記を許可しない旨規定されているが、名称が同一でない場合などには許可されてしまう。

(49)CCC 認証とは、中国「強制性製品認定リスト」に記載されている輸入製品について強制的認定を受けなければ出荷、輸入及び販売できないという規則をいう。

(原稿受領 2008.4.14)